

「新しい倉敷への第1歩！想いを実現させよう 阿知3丁目再開発」

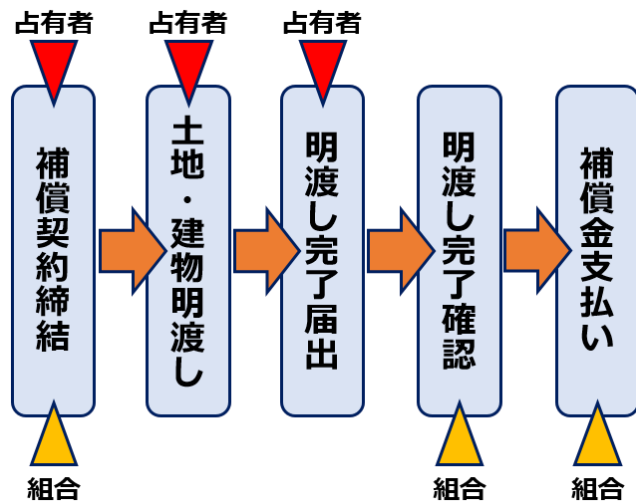
# 倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第14号

2019年5月1日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

## 明渡しの期限は 令和元年5月31日（金）！！

平成31年4月30日付「都市再開発法第96条に基づく土地の明渡しについて」にて、ご案内させていただきましたとおり、明渡しの期限は、令和元年5月31日となりました。関係権利者・占有者の皆様におかれましては、この日を期限として、土地・建物の明渡しにご協力をお願いいたします。なお、明渡しの期限までは占有の継続が可能ですが、期限後につきましては占有できませんのでご注意ください。また、補償金の支払いは、これまでご案内しておりますとおり、当組合と「土地の明渡しに伴う損失補償契約書」を締結いただき、明渡しの完了を組合として確認させていただいた後にお支払いさせていただきますので、補償契約の締結に何卒ご協力くださいますようお願いいたします。



### 【参考】都市再開発法第95条（占有の継続）

権利変換期日において、第八十七条の規定により失った権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、第九十六条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第六十六条の規定の適用を妨げない。

### 【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

倉敷市建設局まちづくり部市街地開発課

住所：倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3505



事業ホームページ  
QRコード